

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十三号）（医療人材課）

一 趣旨

医師の確保が必要な地域又は診療科等に勤務する医師の育成及び確保を一層円滑にするため、奨学金の返還免除の要件等を改定するための改正

二 内容

返還免除要件等の変更

- (一) 特定地域における義務従事期間を七年から四年に短縮
- (二) 外科及び総合診療を担う診療科を準特定診療科と定義し、特定地域における義務従事期間を二年に設定
- (三) 特定地域における義務従事先に国立病院機構が開設する医療機関及び医師の確保が必要な医療機関として知事が定める医療機関を追加

三 施行期日

令和八年四月一日